

豪雨時の車避難(第二弾)

会員の皆様方には、日頃より町会活動に対しご理解・ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の7月および9月に時間降雨量50mmを超える豪雨が発生し、ダメージを受けた自家用車が多数発生しました。これに伴い、緊急時に道路より高い公園用地を車の退避場所として使用できないかを市原市の公園緑地課に相談しました。

その結果、利用することは問題ないとの回答を得ることが出来ました。

ただし、下記の点についてお願いしたいとのことです。町会としての対応を以下に示しますので、よろしくお願いします。

五 井 西 町 会

記

(緑地公園課からのお願いと町会としての対応)

① 利用した場合は、利用後に指定管理者へ報告する。

⇒ 利用後に五井西コミュニティセンター受付に連絡する。

(☎0436-21-6090)

指定管理者への連絡は町会から行います。

② 利用した際に公園内に**わだち**が出来た場合は、対応可能な範囲で補修する。

⇒ 利用した人達と町会で現地を確認し、補修する。補修用の土等は五井西コミュニティセンターに常備する。

以上